

7 高 選 管 第 82 号
令和 7 年 6 月 2 日

各不在者投票管理者 様

高知県選挙管理委員会書記長
(公 印 省 略)

不在者投票の取扱いについて

不在者投票を取り扱う期間は、選挙人から請求があった場合、公職選挙法施行令第 58 条の規定により、休日、祝日に関係なく、不在者投票を行わせなければなりません。

また、不在者投票を行う選挙人がいる以上は、たとえ投票日の前日であって投票日当日に当該投票の送致が間にあわないことが明白であっても、不在者投票を行わせることを拒絶することはできないこととなっています。

つきましては、下記の事項に留意のうえ、適正な不在者投票の取扱いをお願いします。

記

1 不在者投票を行わせる日時の設定について

不在者投票期間中（公示日の翌日から選挙期日の前日）に、一定の期日を不在者投票受付期間として取り扱うことは差し支えありません。

この場合、事前に病院（施設）（以下「病院等」という。）の入院患者（入所者）（以下「入院患者等」という。）に対して、不在者投票を行う日時、場所について十分周知するとともに、時間については、必ず午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に設定してください。

ただし、不在者投票期間中は、入院患者等から不在者投票を行いたい旨の申し出がある場合は、拒絶することはできず、対応しなければなりませんので、不在者投票期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間は、いつでも不在者投票に対応できる体制をとれるように、事前に十分に検討しておいてください。

2 投票日当日までに間に合わないと思われる不在者投票の請求及び送致手続き等について

上記により、不在者投票の期間中は、現実に関に合うかどうかとは無関係に、病院等は不在者投票の請求、実施、送致の手続きを行わなければなりません。

このような場合は、次のとおり対応してください。

- (1) 請求については、実際に市町村選挙管理委員会まで赴いて行う、あるいは郵送で行うかのいずれでも差し支えありません。

ただし、物理的に困難な場合にまで実際に赴いて行う必要はありませんが、郵送する場合は、「速達書留」郵便等で請求していただくようお願いします。

市町村選挙管理委員会は、当該請求を投票日前日の午後5時までに受け取った場合、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパック）等で投票用紙等を郵送します（場合によっては、担当者が持参します）ので、これが不在者投票期間を経過した後に病院等に到着したときは、直ちに当該不在者投票用紙等を返還してください。

現実には、病院等に対応できる最善の方策をとれば、間に合わない場合においてもその取扱いについて違法性を問われることはありません。

- (2) 実施については、投票日前日の午後5時までは不在者投票を行わせなければならず、これを拒絶することは違法となります。
- (3) 送致については、(1)と同じ取り扱いとしてください。

なお、投票日前日の午後5時に投票が終わったものでも送致の手続きは行わなければならない、これを行わないことは違法となりますので注意してください。